

1 受付及び申請書類について

質問		回答	
1	対象となる住宅は。	1	居住形態のある、戸建て住宅、店舗併用住宅(住宅以外の部分は除く)、共同住宅、長屋、マンションなどです。
2	他の補助制度との併用は可能か。	2	補助対象工事に対して重複して他の補助を受けることはできません。
3	すでに工事を始めている場合や工事が完了している場合でも、申請できるか。	3	原則、交付決定通知後に着手した工事が対象となります。ただし、令和2年10月17日から令和3年5月31日までの期間に着手した工事又は工事着手の予定が決定している工事で、補助対象要件(工事前の写真や工事費の支払いなど)が確認できれば対象となります。(新型コロナウイルス感染症対応工事についてのみ適用)
4	「令和2年10月17日から令和3年5月31日までの期間に着手した工事」は、どのように確認するのか。	4	工事着手については、交付申請書(様式第1号)の「工事予定期間」を「工事実施期間」と読み替えて判断します。
5	健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事だけでは補助金の対象とならないか。	5	このたびは新型コロナウイルス感染拡大防止の補助事業であるため、新型コロナウイルス感染症対応工事を5万円以上(税抜)行われる方が対象となります。新型コロナウイルス感染症対応工事と併せて健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事を行われる方は対象となります。
6	申請は、代理人(家族や施工業者など)でも可能か。	6	このたびは新型コロナウイルス感染拡大防止の補助事業であるため、電子申請又は郵送(簡易書留等)による申請をお願いしています。原則、申請者自ら申請をお願いします。また、書類の不備があった場合、全て揃ってからの受付となります。
7	住宅の所有者と異なる者が申請をすることはできるか。	7	住宅の所有者の二親等以内の方であれば申請することができます。申請の際、親族関係(二親等以内)がわかる書類(戸籍謄本等)を添付してください。
8	既に完了している工事(新型コロナウイルス感染症対応工事のみ適用)について、事業内容や工事費の支払い等はどのように確認するのか。	8	補助対象事業の内容が確認できる図面や資料等、補助対象事業の工事金額が確認できる見積書等、補助対象事業の実績が確認できる写真(工事前、完成)、工事費の支払い状況が確認できる書類(領収書、振込記録等)などで確認します。
9	既に完了している工事や施工中の工事(Q4の期間に着手したもの)について、工事前の写真を撮り忘れていた場合は補助対象とならないか。	9	補助対象事業の内容が確認できないため補助対象となりません。
10	複数の共同住宅を所有しており、対象となるリフォーム工事を考えているが、建物ごとに申請ができるか。	10	申請は、1所有者につき1申請となっていますので、複数の共同住宅がある場合は、まとめて申請してください。
11	住宅の所有者が死亡し、相続登記をしていない場合、親族が申請することができるか。	11	二親等以内の親族の方は申請できます。親族であることが証明できる書類(戸籍謄本等)を提出してください。
12	市内の別の場所に住んでいて、中古住宅を購入し、リフォーム後に転居して住む場合、申請の対象となるか。	12	対象になります。完了報告書を提出するときに、住民票(対象住宅の住所が記載あるもの)の写しを提出してください。
13	市外に住んでいて、中古住宅を購入し、リフォーム後に転入して住む場合、申請の対象となるか。	13	対象となりません。宇部市の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。

14	交付決定を受けた後に、補助対象となる工事を追加する場合、補助金交付額は変更できるか。	14	交付決定通知書に記載された助成金交付決定額が上限となり変更はできません。ただし、減額された場合は助成金額も減額となります。交付変更申請の手続きをしてください。
15	工事完了報告書に記入する「工事実施期間」の日付は。	15	「工事着手日」～「工事完了日または領収日のどちらか遅い方の日付」を記入してください。
16	添付書類は原本でなくてもよいか。	16	原本でなくてもよいです。(コピー可)
17	申請書の提出方法は。	17	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電子申請又は郵送(簡易書留等)により申請してください。また、電子申請又は郵送での申請が出来ない場合は、市役所2階の建築指導課窓口に投函箱を設置(開庁日の8時30分～17時15分)していますので、ご利用下さい。 なお、窓口では、申請書の内容や添付書類の有無の確認は行いませんので、宇部市公式ウェブサイトに掲載している記入例をよく確認してから提出してください。
18	受付の優先順位は。	18	書類が整った順に受付をし、審査を行います。また、受付の優先順位は、電子申請、郵送、投函箱の順とします。
19	審査にはどれくらい日数がかかるのか。	19	審査期間は、2週間程度です。 審査の結果、補助の対象である場合は申請者に交付決定通知を郵送します。 審査の結果、申請書の内容に不備がある場合は申請者に電話またはメールで連絡を差し上げます。
20	申請書の是正はいつまでに行えばよいか。	20	できるだけ速やかに行ってください。 是正が完了したものから順番に、交付決定通知書を郵送します。 予算(2,000万円)に到達次第、交付決定通知書の郵送(補助)を終了します。
21	「新型コロナウイルス感染症対応工事」と「健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事」の補助金額の計算例は。	21	(例) ・「新型コロナウイルス感染症対応工事」3万円、「健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事」20万円の場合→「新型コロナウイルス感染症対応工事」が最低金額の5万円に達していないため補助対象外 ・「新型コロナウイルス感染症対応工事」10万円、「健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事」20万円の場合→補助対象額30万円、補助金額15万円(上限) ・「新型コロナウイルス感染症対応工事」40万円、「健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事」なしの場合→補助対象額40万円、補助金額15万円(上限) ・「新型コロナウイルス感染症対応工事」なし、「健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事」20万円→「新型コロナウイルス感染症対応工事」が最低金額の5万円に達していないため補助対象外
22	令和2年度の宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金の交付を受けたが、今回も補助の対象となるか。	22	令和2年度に補助金を受領された方は申請できません。
23	令和2年度以前に、宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成金の交付を受けたことがあるが、新型コロナウイルス感染症対応工事と併せて健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事を実施すれば、補助の対象となるか。	23	過去に、健康・省エネ住宅リフォーム助成金を受領された方は、今回の必須工事である「新型コロナウイルス感染症対応工事」のみが申請の対象となります。

24	令和2年度の宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金の交付を受けたが、申請者が違う場合は、同一住宅でも補助の対象となるか。	24	同一住宅で2度、補助金を受けることはできません。補助金の申請は、同一所有者及び同一住宅に対し1回限りとなっています。
25	工事に要した費用の領収書の写し等とは。	25	(現金払いの場合)補助対象工事の領収書であることが確認できるもの ※金額の内訳(工事代金等の額と消費税額)が記載され、押印のある領収書の発行を受けてください。 (銀行振込の場合)振込を行ったことが確認できる書類で次のいずれか1つ ・金融機関窓口で発行された銀行振込受領書 ・ATMで発行されたATM利用明細 ・通帳の取引明細のページ+通帳の表表紙(※補助対象者の口座に限る) ※振込日、支払元、支払額、支払先の4点が記載されている必要があります。
26	工事の見積りは、市内の営業所で徴収したが、工事完了の支払い先は、市外の本社でもよいか。	26	支払先は、様式第1号に記載された施工業者となります。よって、市外の本社へ支払った場合は、補助金を支払うことはできません。なお、支払い先は領収書等で確認を行います。

## 2 対象となる住宅について

質問		回答	
1	店舗や事業所などと一体となっている住宅を工事する場合、補助の対象となるか。	1	住宅部分のみ対象となります。
2	在宅ワークをするための部屋を増築する場合、補助の対象となるか。	2	新築・増築工事は対象となりません。 ただし、増築工事で「不動産の取得」に該当しないと判断できるものは対象となります。 (「不動産の取得」に該当するものは、下記の要件すべてを満たすもの) ① 外気分断性: 屋根及び周壁またはこれに類するもの(3方向以上壁で囲われている等)を有し、独立して風雨をしのぐことができること。 ② 土地への定着性: 基礎等で物理的に土地に固着していること。 ③ 用途性: 建造物が家屋本来の目的(居住・作業・貯蔵等)を有し、その目的とする用途に供しうる一定の利用空間が形成されていること。
3	所有する貸家を工事する場合、補助の対象となるか。	3	申請時において居住形態のある貸家は対象となります。居住形態がないものは対象となりませんが、完了報告時に居住形態が確認できるものは対象となります。 居住形態の確認のため、賃貸契約書または住民票(居住者のうち1人以上)の提出が必要です。ただし、賃貸契約書または住民票には居住者の情報が含まれるため、事前に居住者の承諾を得てください。

### 3 新型コロナウイルス感染症対応工事の対象について

質問		回答	
1	新型コロナウイルス感染症対応工事の対象は。	1	<p>例として次のようなものです。</p> <p>① 在宅ワークスペースを確保するための改修工事 間仕切りの新設</p> <p>② 接触を低減するための改修工事 タッチレス玄関ドアの新設、固定式宅配ボックスの新設、非接触型便器(自動で水が流れ、かつ自動で蓋が開閉する機能を備えたもの)の新設、自動水栓への取替え</p> <p>③ 衛生環境に配慮した改修工事 手洗器の新設</p> <p>④ 換気に配慮した改修工事 網戸の新設、通風扉の新設、換気設備の新設、増設</p> <p>⑤ その他「新しい生活様式の取り組み」と認められる工事 ウッドデッキの新設</p>
2	対象とならない工事とは。	2	<p>「新生活様式」と直接関わりのない工事(既存設備の取り替えや更新、撤去のみの工事など)消耗品・備品の購入、受注者による領収書が発行されない工事、リース・レンタル物件などは対象外となります。 (例:換気設備の増設は対象となりますが、取り換えは対象外)</p>
3	令和2年度に実施「新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金」では、日よけやガーデニングが対象だったが、今回も対象なのか。	4	<p>日陰棚、日よけ、雨よけ、花壇設置、ローズフェンス、植栽などのグリーンリフォーム工事は、補助対象外です。</p>
4	ウッドデッキの使い方は何でもいいのか。	5	<p>ウッドデッキは、くつろぎスペースを屋外に拡充することを目的として補助対象としています。 洗濯物干場等の用途は補助対象外です。 平面図には、ウッドデッキの用途(使用目的)を記入してください。</p>
5	自社製品の使用や自社施工による工事も補助対象となるか。	6	<p>補助対象経費は利益相当分を排除する必要があること、また、自社で工事を行った場合は経費が発生しないため対象となりません。</p>

#### 4 健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事

質問		回答	
1	外構工事は対象となるか。	1	対象となりません。住宅のリフォーム工事を対象としているため、外構工事(門扉、ブロック塀、別棟車庫・倉庫、擁壁等)は対象となりません。
2	断熱ユニットバスと脱衣場の改修を行う場合、脱衣場の工事は健康・省エネ住宅に資する改修工事に該当するか。	2	該当しません。
3	節水トイレ改修に伴う屋外配管工事(下水柵まで接続)は、健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事に該当するか。	3	該当します。
4	既存屋根を撤去しないで鋼板屋根を葺く場合(カバー工法)、健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事に該当するか。	4	該当しません。
5	既存屋根を撤去して遮熱シートを敷設後鋼板屋根を葺く場合、健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事に該当するか。	5	該当します。遮熱シートが断熱化工事に該当するため、断熱性能等がわかるカタログ等を添付してください。
6	外壁の塗装を行う場合、健康・省エネ住宅に資する改修工事に該当するか。	6	遮熱塗料・断熱塗料使用の塗装なら該当します。断熱性能等がわかるカタログ等を添付してください。
7	ビルトイン食器洗淨機付のシステムキッチン取替工事は、健康・省エネ住宅に資する工事に該当するか。	7	該当します。ただし、食器洗淨機がついていないシステムキッチンは該当しません。
8	脱衣場・浴室に暖房機を設置する工事は健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事に該当するか。	8	該当します。ただし、浴室の埋込式のもの及び脱衣場・浴室専用の壁掛け式のものに限ります。脱衣場・浴室専用とわかるカタログ等を添付してください。
9	材料(商品)を自分で購入し、工事のみ市内の業者に依頼する場合、工事費は助成の対象となるか。	9	対象となりません。
10	商品の保証料・申請手数料等は、健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事に含まれますか。	10	含みません。
11	ペレットストーブは対象になるか。また、LED電球の取り換えは対象になるか。	11	対象となりません。